

【中止のお知らせ】 パワーハラスメント対策等セミナー

3月3日火曜日に開催を予定しておりました「パワーハラスメント対策等セミナー」は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となりました。

なお、パワーハラスメント防止対策、女性活躍推進法に基づく行動計画策定・届出、えるぼし認定、パートタイム・有期雇用労働法、介護休暇等についてご不明点がございましたら、お問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】奈良労働局雇用環境・均等室

電話：0742-32-0210

改正法の施行日

	大企業	中小企業
パートタイム・有期雇用労働法	令和2年4月1日	令和3年4月1日
パワーハラスメント防止対策	令和2年6月1日	令和4年4月1日
セクシュアルハラスメント対策の強化	令和2年6月1日	
育児・介護休業法の改正 (子の看護休暇・介護休暇の時間単位の取得)	令和3年1月1日	

女性活躍推進法の改正

改正内容	施行日
女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画策定・届出、情報公表義務の対象拡大	令和4年4月1日
一般事業主行動計画に複数の数値目標設定	301人以上事業主が令和2年4月1日以降始期の行動計画に設定 令和2年4月1日
情報公表項目の拡大	301人以上事業主が2つの区分ごとにそれぞれ1項目以上選択 令和2年6月1日
特例認定制度創設 (プラチナえるぼし)	えるぼし認定事業主のうち、特に女性活躍推進の状況等が優良な事業主を認定



プラチナえるぼし認定マーク